

8 そ の 他

令和6年度 中学生の『税についての作文』入選作品

入選作品

☆ 「災害を税金で助ける」

（市立大井東中学校 森田 悠生さん）

入選作品

☆ 「税をもらって生きるということ」

（市立大井東中学校 森田 晴貴さん）

(1) 令和7年度市税税率表

市
民
税

個
人

所得割

市民税 6 %
県民税 4 %
※平成18年度税制改正、所得税からの税源移譲により平成19年度分から比例税率化
※平成19年度から定率減税廃止

・所得割のかからない者
前年中の所得金額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の者

所得控除

種 類	控 除 額
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 1（損失の金額－保険金等により補てんされる額）－（総所得金額等×1／10） 2 災害関連支出の金額－5万円
2 医療費控除	【医療費控除】 （支払った医療費－保険金等より補てんされる額）－〔（総所得金額等×5%）又は10万円のいずれか少ない額〕 （控除限度額 200万円） 【セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）】 〔健康増進や疾病予防のための一定の取組みを行ったことがわかる書類が必要。〕 （スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補てんされる金額）－12,000円 （控除限度額 88,000円） ※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用であり、両方の控除を受けることはできない。
3 社会保険料控除	支払った金額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
5 生命保険料控除	① 旧契約（平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等） （生命保険料・個人年金保険料） ア 支払った保険料が15,000円以下の場合 ・・・支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が15,000円を超え40,000円以下の場合 ・・・支払った保険料×1／2＋7,500円 ウ 支払った保険料が40,000円を超え70,000円以下の場合 ・・・支払った保険料×1／4＋17,500円 エ 支払った保険料が70,000円を超える場合・・・35,000円 ※ 両方がある場合には、それぞれ求めた控除額の合計額 （上限額 70,000円） ② 新契約（平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等） （生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料） ア 支払った保険料が12,000円以下の場合 ・・・支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が12,000円を超え32,000円以下の場合 ・・・支払った保険料×1／2＋6,000円 ウ 支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下の場合 ・・・支払った保険料×1／4＋14,000円 エ 支払った保険料が56,000円を超える場合・・・28,000円 ※ 保険料が3種類ある場合は、それぞれ求めた控除額の合計額 （上限額 70,000円） ③ 旧契約と新契約の双方について適用を受ける場合 （生命保険料・個人年金保険料の区分ごと） ①により求めた金額＋②により求めた金額（上限額 28,000円）

市 民 税	個 人 所 得 割	6 地震保険料控除	① 支払った保険料が長期損害保険契約に係るものだけの場合 ア 支払った保険料が 5,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料の全額 イ 支払った保険料が 5,000円を超え15,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料× 1／ 2+ 2,500円 ウ 支払った保険料が15,000円を超える場合 ・・・ 10,000円 ② 支払った保険料が地震保険契約に係るものの場合 ア 支払った保険料が50,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料× 1／ 2 イ 支払った保険料が50,000円を超える場合 ・・・ 25,000円 ③ 支払った保険料が長期損害保険契約に係るものと地震保険料の 保険契約に係るものとの両方である場合 ・あわせて上限 25,000円			
		7 ひとり親控除	納税義務者が事実婚ではないひとり親で、扶養親族である子や生計を 一にしている子を有する場合 ・・・ 300,000円			
		8 寡婦控除	納税義務者がひとり親でない寡婦である場合 ・・・ 260,000円			
		9 障害者控除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1名につき ・・・ 260,000円 (特別障害者については ・・・ 300,000円) (同居の特別障害者については ・・・ 530,000円)			
		10 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合で、自己の勤労による給与所得等を 有する者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得 等以外の所得が10万円以下である者 ・・・ 260,000円			
		11 配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者	
		900万円以下 (1,095万円以下)	33万円	38万円		
		900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	22万円	26万円		
		950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	11万円	13万円		
		1,000万円超 (1,195万円超)	控除適用なし			
		※カッコ内は、給与所得のみの場合の給与収入金額。				
		12 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)		
40万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円			
100万円超 105万円以下 (155万円超 180万円以下)	31万円	21万円	11万円			
105万円超 110万円以下 (180万円超 188.8万円未満)	26万円	18万円	9万円			
110万円超 115万円以下 (188.8万円以上 175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円			
115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円			
120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円			
125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円			
130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.8万円未満)	3万円	2万円	1万円			
133万円超 (201.8万円以上)	控除適用なし					
※カッコ内は、給与所得のみの場合の給与収入金額。						
13 扶養控除	① 16歳以上の扶養親族 ・・・ 330,000円 ② ①のうち、19歳以上23歳未満の扶養親族 ・・・ 450,000円 ③ ①のうち、70歳以上の扶養親族 ・・・ 380,000円 ④ ③のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、 かつ、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居 している扶養親族 ・・・ 450,000円					
14 基礎控除	① 合計所得金額が2,400万円以下 ・・・ 430,000円 ② 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 ・・・ 290,000円 ③ 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 ・・・ 150,000円 ④ 合計所得金額が2,500万円超 ・・・ 控除適用なし					

市 民 税	個 人	均等割	年税額 5,000円（夫と生計を一にする妻に一定の所得がある場合も5,000円） 市民税3,000円 県民税1,000円 森林環境税1,000円 ・均等割のかからない者 前年中の合計所得金額が、31万5千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに18万9千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。																																									
		非課税	・均等割も所得割もかからない者 ① 賦課期日（1月1日）時点、生活保護法によって生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044千円未満）であった者																																									
	法 人	均等割	<table><tr><th>号数</th><th>資本金等の金額</th><th>市内の事業所等の従業員数の合計数</th><th>税率（年額）</th></tr><tr><td>1</td><td>2～9 以外の法人</td><td></td><td>50,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>1,000万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>3</td><td rowspan="2">1,000万円超1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>8</td><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>9</td><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table> （注）平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」の額を下回る場合、均等割の税率区分の基準は「資本金＋資本準備金」となる。				号数	資本金等の金額	市内の事業所等の従業員数の合計数	税率（年額）	1	2～9 以外の法人		50,000円	2	1,000万円以下	50人超	120,000円	3	1,000万円超1億円以下	50人以下	130,000円	4	50人超	150,000円	5	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	6	50人超	400,000円	7	10億円超	50人以下	410,000円	8	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	9	50億円超	50人超	3,000,000円
		号数	資本金等の金額	市内の事業所等の従業員数の合計数	税率（年額）																																							
1	2～9 以外の法人		50,000円																																									
2	1,000万円以下	50人超	120,000円																																									
3	1,000万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																									
4		50人超	150,000円																																									
5	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																									
6		50人超	400,000円																																									
7	10億円超	50人以下	410,000円																																									
8	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																									
9	50億円超	50人超	3,000,000円																																									
法人税割	<table><tr><th>法人等の区分</th><th>平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率</th><th>平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率</th></tr><tr><td>・資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの</td><td>12.3%</td><td>9.7%</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>14.7%</td><td>12.1%</td></tr></table> <table><tr><th>法人等の区分</th><th>令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率</th><th>令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率</th></tr><tr><td>・資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの</td><td>9.7%</td><td>6.0%</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>12.1%</td><td>8.4%</td></tr></table> ※令和元年10月1日以降に開始する最初の事業年度の「予定申告」は算定値が変わる。 〔税率改正後初年度のみ〕前事業年度分の法人税割額×<u>3.7</u>÷前事業年度の月数				法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率	・資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	12.3%	9.7%	上記以外の法人	14.7%	12.1%	法人等の区分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率	・資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	9.7%	6.0%	上記以外の法人	12.1%	8.4%																						
法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率																																										
・資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	12.3%	9.7%																																										
上記以外の法人	14.7%	12.1%																																										
法人等の区分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率																																										
・資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	9.7%	6.0%																																										
上記以外の法人	12.1%	8.4%																																										
固定資産税	土地、家屋、償却資産 1.4／100 ・免税点 <table><tr><td>土地</td><td>300,000円未満</td></tr><tr><td>家屋</td><td>200,000円未満</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円未満</td></tr></table>				土地	300,000円未満	家屋	200,000円未満	償却資産	1,500,000円未満																																		
土地	300,000円未満																																											
家屋	200,000円未満																																											
償却資産	1,500,000円未満																																											

特別土地保有税	保有分 1. 4 / 100 取得分 3. 0 / 100 免税点 土地の合計面積が5, 000㎡未満 ※平成15年度から課税を停止している。				
都市計画税	市街化区域内の土地及び家屋に対して 0. 25 / 100				
軽自動車税 (種別割)	◆原動機付自転車及び二輪等				
	車種区分		税率(年額)		
			平成27年度まで	平成28年度から	
	原動機付 自 転 車	50cc以下または 定格出力0.6kw以下	1,000 円	2,000 円	
		50cc超125cc以下かつ 最高出力が4.0kW以下	-	2,000 円 ※令和7年度から	
		特定小型 定格出力0.6kw以下	-	2,000 円 ※令和6年度から	
		50cc超 90cc以下 または 定格出力0.6kw超 0.8kw以下	1,200 円	2,000 円	
		90cc超 125cc以下 または 定格出力0.8kw超 1.0kw以下	1,600 円	2,400 円	
		ミニカー	2,500 円	3,700 円	
	軽自動車	二輪 (125cc超 250cc以下)	2,400 円	3,600 円	
	小型特殊 自 動 車	農業作業用	1,600 円	2,400 円	
		その他(フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円	
	二 輪 の 小型自動車	250cc超	4,000 円	6,000 円	
	◆三輪及び四輪の軽自動車				
	車種区分		平成27年3月31日以前 に新規登録した車両 ＜旧税率＞	平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 ＜標準税率＞	初度検査年月から 13年を経過した車両 ＜重課税率＞
	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四 輪	乗 用 貨 物 用	営業用	5,500 円	6,900 円
自家用			7,200 円	10,800 円	12,900 円
営業用			3,000 円	3,800 円	4,500 円
自家用			4,000 円	5,000 円	6,000 円
被けん引車		-	3,600 円	-	
※平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで旧税率。 ※新規登録の年月は、自動車検査証の『初度検査年月』欄の記載のとおり。 ※被けん引車は新規登録年度に関わらず「標準税率」が適用されます。					
◆三輪及び四輪軽自動車のグリーン化特例(令和6～8年度)					
令和5年4月1日～令和8年3月31日(25%軽減のみ令和7年3月31日まで)に新規登録した三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、新規登録した翌年度分の税率を軽減する「グリーン化特例(軽減税率)」が適用される。					
車種区分		平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 ＜標準税率＞	グリーン化特例(軽減税率)		
			75%軽減(*1)	50%軽減(*2) 25%軽減(*3)	
三輪		3,900 円	1,000 円	2,000 円(*4) 3,000 円(*4)	
四 輪	乗 用 貨 物 用	営業用	6,900 円	1,800 円 3,500 円 5,200 円	
		自家用	10,800 円	2,700 円 適用なし 適用なし	
		営業用	3,800 円	1,000 円 適用なし 適用なし	
		自家用	5,000 円	1,300 円 適用なし 適用なし	
*1 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) *2 乗用＝ ガソリンが内燃機関の燃料である平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両のうち、令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準90%達成車 *3 乗用＝ ガソリンが内燃機関の燃料である平成17年排出ガス規制75%低減車両又は平成30年排出ガス規制50%低減車両のうち、令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準70%達成車 *4 乗用営業用のみ ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の『備考』欄の記載のとおり					
市たばこ税	実施時期		税率(1,000本あたり)		
			一般分	旧3級品	
	平成18年6月売渡分まで		2,977 円	1,412 円	
	平成22年9月売渡分まで		3,298 円	1,564 円	
	平成25年3月売渡分まで		4,618 円	2,190 円	
	平成28年3月売渡分まで		5,262 円	2,495 円	
	平成29年3月売渡分まで			2,925 円	
	平成30年3月売渡分まで			3,355 円	
	平成30年9月売渡分まで		5,692 円	4,000 円	
	平成30年10月売渡分から			5,692 円	
	令和元年10月売渡分から				
令和2年10月売渡分から		6,122 円			
令和3年10月売渡分から		6,552 円			

(2) 電子申告等利用状況

(単位：件)

税目	課税資料		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
個人市民税	給与支払報告書 (個人別明細書)	全体数	83,230	80,609	77,666	77,273	76,934	76,803
		前年比	2,621	2,943	393	339	131	1,112
		電子申告・ eLTAX経由	件数	61,492	58,981	54,409	47,402	47,194
			利用率	73.9%	73.2%	70.1%	61.3%	52.4%
			前年比	2,511	4,572	7,007	208	6,928
		光ディスク等	件数	566	807	986	1,438	1,421
			利用率	0.7%	1.0%	1.3%	1.9%	1.4%
			前年比	△ 241	△ 179	△ 452	17	320
		前年比	4					
	公的年金等 支払報告書 (個人別明細書)	全体数	43,584	42,777	43,247	43,387	43,188	42,613
		前年比	807	△ 470	△ 140	199	575	△ 534
		電子申告・ eLTAX経由	件数	42,995	42,581	42,824	42,801	42,843
			利用率	98.6%	99.5%	99.0%	98.6%	99.2%
			前年比	414	△ 243	23	△ 42	436
		前年比	△ 147					
	国税連携 (確定申告書)	全体数	22,018	21,879	21,142	20,582	19,956	19,916
		前年比	139	737	560	626	40	△ 5,514
		電子申告・ eLTAX経由	件数	18,573	18,117	17,608	16,987	16,513
			利用率	84.4%	82.8%	83.3%	82.5%	82.7%
			前年比	456	509	621	474	826
		前年比	△ 175					
	国税連携 (法定調書)	全体数	5,111	4,686	4,114	3,594	3,361	3,593
		前年比	425	572	520	233	△ 232	△ 218
		電子申告・ eLTAX経由	件数	5,111	4,686	4,114	3,594	3,361
			利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			前年比	425	572	520	233	△ 232
		前年比	△ 218					
法人市民税	申告書・ 設立異動届	全体数	3,807	3,498	4,028	3,724	3,741	3,680
		前年比	309	△ 530	304	△ 17	61	79
		電子申告・ eLTAX経由	件数	3,309	2,753	3,044	2,862	2,650
			利用率	86.9%	78.7%	75.6%	76.9%	70.8%
			前年比	556	△ 291	182	212	109
		前年比	120					
固定資産税	償却資産の申告	全体数	2,838	2,566	2,554	2,771	2,391	2,266
		前年比	272	12	△ 217	380	125	△ 201
		電子申告・ eLTAX経由	件数	1,751	1,546	1,064	1,399	1,224
			利用率	61.7%	60.2%	41.7%	50.5%	51.2%
			前年比	205	482	△ 335	175	249
		前年比	74					
合 計		全体数	160,588	156,015	152,751	151,331	149,571	148,871
		前年比	4,573	3,264	1,420	1,760	700	△ 5,276
		電子申告・ eLTAX経由	件数	133,231	128,664	123,063	115,045	113,785
			利用率	83.0%	82.5%	80.6%	76.0%	76.1%
			前年比	4,567	5,601	8,018	1,260	8,316
		前年比	2,846					

資料：税務課市民税係

* 国税連携以外の件数は各年度の「電子申告等の利用率等の調べ」に基づく。

* 法人市民税の件数は、平成27年度までは申告書のみの件数で、平成28年度以降は申告書と設立・異動届の件数。

* 国税連携（確定申告書）の件数は、「受付支援システム」及び「住民税システム」より抽出。

* 国税連携（法定調書）の件数は、「国税連携システム」より抽出。

* 国税連携の全体数は、他市区町村からの回送物（紙媒体）は一部除く。

(3) 主な税制改正一覧

令和8年度適用

令和8年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																												
個人市民税・県民税	個人住民税申告の電子化	令和4年度税制改正により、地方税法令上、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから、順次eLTAXでの対応を拡大することとされ、個人住民税申告については令和8年度申告分（令和7年分の収入に対する申告分）からマイナンバーカードを利用して電子申告ができるようになった。	令和8年度分から	4																																																																												
	給与所得控除の見直し	デフレからの脱却局面に鑑み、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から給与収入190万円以下の給与所得控除額の最低保障額を65万円に引き上げる。 ※給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はない。	令和8年度分から	7																																																																												
	特定親族特別控除の創設	現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整の観点から19歳～22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合、下表のとおり親等が受けられる控除額が段階的に逓減する仕組みを導入する。 <table><tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>58万円超85万円以下</td><td rowspan="3">45万円</td></tr><tr><td>85万円超90万円以下</td></tr><tr><td>90万円超95万円以下</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr></table>	特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超85万円以下	45万円	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円	令和8年度分から	7																																																										
	特定親族の合計所得金額	控除額																																																																														
	58万円超85万円以下	45万円																																																																														
85万円超90万円以下																																																																																
90万円超95万円以下																																																																																
95万円超100万円以下	41万円																																																																															
100万円超105万円以下	31万円																																																																															
105万円超110万円以下	21万円																																																																															
110万円超115万円以下	11万円																																																																															
115万円超120万円以下	6万円																																																																															
120万円超123万円以下	3万円																																																																															
各控除に係る所得要件・控除額の引き上げ	現下の経済情勢等を踏まえ、就業調整をめぐる課税への対応、担税力の調整の必要性等の観点から、以下のとおり改正される。 ①配偶者控除・配偶者特別控除 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="3">配偶者控除</td><td colspan="4">控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">58万円以下</td><td>老人(昭和31年1月1日以前生まれ)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>一般(上記以外)</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td rowspan="9">配偶者特別控除</td><td>58万円超 95万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>95万円超100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table> ②その他各控除等の所得要件等 <table><tr><th>控除等の項目</th><th>適用要件</th><th>改正後の金額</th></tr><tr><td>扶養控除</td><td>扶養親族の合計所得金額</td><td>58万円以下</td></tr><tr><td>ひとり親控除</td><td>ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等</td><td>58万円以下</td></tr><tr><td>雑損控除</td><td>雑損控除が適用できる生計を一にする配偶者やその他の親族の総所得金額等</td><td>58万円以下</td></tr><tr><td>勤労学生控除</td><td>勤労学生の合計所得金額</td><td>85万円以下</td></tr><tr><td>家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例</td><td>必要経費に算入する最低保障額</td><td>65万円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額		納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	控除額				58万円以下	老人(昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	一般(上記以外)	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	控除等の項目	適用要件	改正後の金額	扶養控除	扶養親族の合計所得金額	58万円以下	ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下	雑損控除	雑損控除が適用できる生計を一にする配偶者やその他の親族の総所得金額等	58万円以下	勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	85万円以下	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する最低保障額	65万円	令和8年度分から	7
配偶者の合計所得金額				納税者本人の合計所得金額																																																																												
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																												
配偶者控除	控除額																																																																															
	58万円以下	老人(昭和31年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																																																																											
		一般(上記以外)	33万円	22万円	11万円																																																																											
配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																												
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																												
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																												
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																												
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																												
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																												
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																												
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																												
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																												
控除等の項目	適用要件	改正後の金額																																																																														
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	58万円以下																																																																														
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下																																																																														
雑損控除	雑損控除が適用できる生計を一にする配偶者やその他の親族の総所得金額等	58万円以下																																																																														
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	85万円以下																																																																														
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する最低保障額	65万円																																																																														
子育て世帯・若者夫婦世帯に対する借入限度額の上乗せ措置等の延長	令和6年限りの措置として適用された子育て世帯等に対する借入限度額の上乗せ措置等について、適用期間を1年間延長し、令和7年も同様の措置が講じられる。	令和8年度分のみ	7																																																																													

令和7年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税・県民税	住宅借入金等特別（税額）控除の一部拡充	基準日（令和6年12月31日時点）において、子育て世帯・若者夫婦世帯（「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」）が令和6年に新築住宅等に入居する場合には、以下のとおり借入限度額について、令和4、5年入居の場合の水準を維持することとされた。 ①長期優良・低炭素住宅：5,000万円 ※対象外の場合4,500万円が上限額 ②ZEH水準省エネ住宅：4,500万円 ※対象外の場合3,500万円が上限額 ③省エネ基準適合住宅：4,000万円 ※対象外の場合3,000万円が上限額 ※上記①、②、③について、いずれも控除期間は13年となる。控除率についても0.7%。 その他、合計所得金額が1,000万円以下の者が新築住宅に入居する場合に限り、床面積要件を40㎡以上に緩和する措置についても延長される（※建築確認の期限：令和5年末から令和6年末に延長）。	令和6年分申告から	6
固定資産税	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長等	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長村長に必要な書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした上、その適用期限を2年延長することとされた。	令和7年度分から	7

令和6年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税・県民税	定額減税の実施	個人市民税・県民税の所得割において、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき（国外扶養親族は除く）、令和6年度課税分（一部令和7年度課税分）から1万円の特別控除を行う。 ただし、納税義務者の合計所得金額が1,805万円（給与収入の場合2,000万円）超の場合や、個人市民税・県民税非課税対象者、個人市民税・県民税所得割額が発生していない者については、定額減税の対象外となる。 また、合計所得金額が1,000万円超、1,805万円以下の納税義務者が扶養する同一生計配偶者分の特別控除については、令和6年度課税分から特別控除をするのではなく、令和7年度課税分より特別控除を行うこととなる。	令和6年度のみ ※一部令和7年度	6
	森林環境税の導入	均等割において、国税として1人年額1,000円を市が賦課徴収することとなり、その税収は、全額が森林環境譲与税として市や県へ譲与される。 なお、平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1,000円が課税されているが、こちらは令和5年度で終了する。	令和6年度分から	5
	国外居住親族に係る扶養控除等の見直し	30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から除外される。 ①留学により非居住者になった人、②障害者、③扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	令和6年度分から	5
	上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と統一する。これにより所得税と異なる課税方式を選択することができなくなる。 所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、住民税でも所得に算入される。	令和6年度分から	5
税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
軽自動車税	特定小型原動機付自転車の種別割の税率区分の見直し	令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルール等に関する規定が施行された。これに伴い、要件に該当する電動キックボード等については、「特定小型原動機付自転車」として原動機付自転車（50cc以下）と同じ2,000円の種別割が課税される。また、3輪以上で「特定小型原動機付自転車」に該当する車両も、従来のミニカー区分ではなく原動機付自転車（50cc以下）に区分される。 （要件） ①長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること ②原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること ③最高速度が20キロメートル毎時以下であること 特定小型原動機付自転車用の小型の課税標識（ナンバープレート）の交付は、改正道路交通法が施行された令和5年7月1日（本市では8月1日）から開始している。	令和6年度分から	5

令和5年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																																																
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の見直し	住宅ローン控除の控除期間を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象としたうえで、控除率や所得要件等を次のように改正する。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="6">入居時期</th></tr><tr><th colspan="3">2022年（令和4年） 2023年（令和5年）</th><th colspan="3">2024年（令和6年） 2025年（令和7年）</th></tr><tr><th>借入 限度額</th><th>控除 期間 （年）</th><th>控除 限度額（年）</th><th>借入 限度額</th><th>控除 期間 （年）</th><th>控除 限度額（年）</th></tr><tr><td rowspan="4">新築</td><td>一般住宅</td><td>3,000万円</td><td>13年</td><td>21万円</td><td>2,000万円</td><td>10年</td><td>14万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅※²</td><td>4,000万円</td><td>13年</td><td>28万円</td><td>3,000万円</td><td>13年</td><td>21万円</td></tr><tr><td>ZEH水準省エネ住宅※³</td><td>4,500万円</td><td>13年</td><td>31.5万円</td><td>3,500万円</td><td>13年</td><td>24.5万円</td></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000万円</td><td>13年</td><td>35万円</td><td>4,500万円</td><td>13年</td><td>31.5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">中古</td><td>一般住宅</td><td>2,000万円</td><td>10年</td><td>14万円</td><td>2,000万円</td><td>10年</td><td>14万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅 ZEH水準省エネ住宅 認定住宅</td><td>3,000万円</td><td>10年</td><td>21万円</td><td>3,000万円</td><td>10年</td><td>21万円</td></tr><tr><td colspan="2">控除率</td><td colspan="6">0.7%</td></tr><tr><td colspan="2">所得要件 （適用対象者の適用を受ける年分）</td><td colspan="6">合計所得金額が2,000万円以下</td></tr><tr><td colspan="2">所得税から控除しきれない場合 の住民税控除額</td><td colspan="6">最高9.75万円</td></tr><tr><td colspan="2">床面積要件</td><td colspan="6">50㎡以上 （合計所得金額が1,000万円以下の場合は40㎡以上）※¹</td></tr></table> ※¹ 2023年（令和5年）までに建築確認を受けた新築住宅に限る ※² 現行の省エネ性能を満たす基準、すなわち、日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級（断熱等級）4以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級（一次エネ等級）4以上の性能を有する住宅 ※³ いわゆるZEH基準、すなわち、日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級（断熱等級）5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級（一次エネ等級）6の性能を有する住宅			入居時期						2022年（令和4年） 2023年（令和5年）			2024年（令和6年） 2025年（令和7年）			借入 限度額	控除 期間 （年）	控除 限度額（年）	借入 限度額	控除 期間 （年）	控除 限度額（年）	新築	一般住宅	3,000万円	13年	21万円	2,000万円	10年	14万円	省エネ基準適合住宅※ ²	4,000万円	13年	28万円	3,000万円	13年	21万円	ZEH水準省エネ住宅※ ³	4,500万円	13年	31.5万円	3,500万円	13年	24.5万円	認定住宅	5,000万円	13年	35万円	4,500万円	13年	31.5万円	中古	一般住宅	2,000万円	10年	14万円	2,000万円	10年	14万円	省エネ基準適合住宅 ZEH水準省エネ住宅 認定住宅	3,000万円	10年	21万円	3,000万円	10年	21万円	控除率		0.7%						所得要件 （適用対象者の適用を受ける年分）		合計所得金額が2,000万円以下						所得税から控除しきれない場合 の住民税控除額		最高9.75万円						床面積要件		50㎡以上 （合計所得金額が1,000万円以下の場合は40㎡以上）※ ¹						令和4年1月1日から令和7年12月31日までに居住を開始した場合	4
					入居時期																																																																																															
					2022年（令和4年） 2023年（令和5年）			2024年（令和6年） 2025年（令和7年）																																																																																												
			借入 限度額	控除 期間 （年）	控除 限度額（年）	借入 限度額	控除 期間 （年）	控除 限度額（年）																																																																																												
	新築	一般住宅	3,000万円	13年	21万円	2,000万円	10年	14万円																																																																																												
省エネ基準適合住宅※ ²		4,000万円	13年	28万円	3,000万円	13年	21万円																																																																																													
ZEH水準省エネ住宅※ ³		4,500万円	13年	31.5万円	3,500万円	13年	24.5万円																																																																																													
認定住宅		5,000万円	13年	35万円	4,500万円	13年	31.5万円																																																																																													
中古	一般住宅	2,000万円	10年	14万円	2,000万円	10年	14万円																																																																																													
	省エネ基準適合住宅 ZEH水準省エネ住宅 認定住宅	3,000万円	10年	21万円	3,000万円	10年	21万円																																																																																													
控除率		0.7%																																																																																																		
所得要件 （適用対象者の適用を受ける年分）		合計所得金額が2,000万円以下																																																																																																		
所得税から控除しきれない場合 の住民税控除額		最高9.75万円																																																																																																		
床面積要件		50㎡以上 （合計所得金額が1,000万円以下の場合は40㎡以上）※ ¹																																																																																																		
	セルフメディケーション税制の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図ったうえで、適用期限を5年延長する。	令和4年1月1日以降の購入費から	3																																																																																																
	退職所得課税の適正化	勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外される。	令和4年1月1日以降に支払われる退職手当等から																																																																																																	
	成年年齢の引き下げ	未成年者の非課税条件（年齢）について、民法の成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日時点で18歳以上である場合は、前年中の合計所得が135万以下であっても対象外となる。令和5年度は平成17年1月3日以降に生まれた人が未成年者となる。なお、婚姻している場合は成人とみなす。	令和5年度分から	4																																																																																																
軽自動車税	環境性能割に係る税率区分の見直し	新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を鑑み、自家用乗用車における現行の税率区分を令和5年12月まで据え置く。	令和5年12月31日取得分まで	5																																																																																																
	グリーン化特例（軽課）の見直し	電気自動車等の排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、種別割の税率が軽減される現行特例の期限を3年間延長する。	令和5年4月1日から令和8年3月31日取得分まで	5																																																																																																
固定資産税・都市計画税	わがまち特例の新たな創設	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの家屋に係る翌年度の固定資産税額のうち、1/3を減額する特例措置。	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合	5																																																																																																

令和4年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年												
個人市民税・県民税	住宅ローン控除の見直し	(1) 住宅ローン控除の特例期間の延長 住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とする特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とする。 <table><tr><th>入居した年月</th><th>控除期間</th></tr><tr><td>平成21年1月から令和元年9月まで</td><td>10年</td></tr><tr><td>令和元年10月から令和2年12月まで</td><td>13年</td></tr><tr><td>令和3年1月から令和4年12月まで</td><td>13年(※)</td></tr></table> ※ 注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約したものに限り適用される。 (2) 住宅ローン控除の要件の見直し 上記(1)で新たに延長された期間について、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅取得等も適用可能とする。 ただし、13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。	入居した年月	控除期間	平成21年1月から令和元年9月まで	10年	令和元年10月から令和2年12月まで	13年	令和3年1月から令和4年12月まで	13年(※)	令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住を開始した場合	3				
	入居した年月	控除期間														
平成21年1月から令和元年9月まで	10年															
令和元年10月から令和2年12月まで	13年															
令和3年1月から令和4年12月まで	13年(※)															
	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結する。	令和3年分申告から													
軽自動車税	グリーン化特例(軽課)の見直し及び延長	これまでのグリーン化特例(軽課)を重点化した上で2年延長する。 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分に限り税額を下表のとおり軽減する。 <table><tr><th>燃費基準達成度（自家用乗用車）</th><th>税額</th></tr><tr><td>電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）</td><td>概ね1/4</td></tr><tr><th>燃費基準達成度（営業用乗用車）</th><th>税額</th></tr><tr><td>電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）</td><td>概ね1/4</td></tr><tr><td>令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成</td><td>概ね1/2</td></tr><tr><td>令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成</td><td>概ね3/4</td></tr></table> ※ 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準達成車、又は平成21年排出ガス基準値+10%低減達成車に限る。 ※ 貨物車は、自家用乗用車と同様の取扱いとする。 ※ 電気自動車等を除き、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。	燃費基準達成度（自家用乗用車）	税額	電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4	燃費基準達成度（営業用乗用車）	税額	電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4	令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成	概ね1/2	令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成	概ね3/4	令和4年度分から令和5年度分まで	3
燃費基準達成度（自家用乗用車）	税額															
電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4															
燃費基準達成度（営業用乗用車）	税額															
電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4															
令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成	概ね1/2															
令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成	概ね3/4															
固定資産税・都市計画税	土地に係る固定資産税の負担調整措置の一部見直し	新型コロナウイルス感染症拡大からの景気回復に万全を期すため、負担調整措置により税額が増加する商業地等については、前年度の課税標準額に当年度の固定資産税評価額の2.5%（現行は5%）を加算した額を当年度の課税標準額とする。	令和4年度分のみ	4												
	省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の見直しと適用期限の延長	従前、熱損失防止改修工事が行われた住宅が当該減額措置の対象となっていたところ、「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）」において、熱損失防止改修工事だけでなく、高効率給湯器等の装置の取り付け工事等もその対象となり、適用期限が2年延長された。	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで													
	わがまち特例の新たな創設	特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、貯留機能保全区域として指定された日から3年度間、固定資産税の課税標準を価格の4分の3とする措置。	令和4年度分から													

令和3年度適用

令和3年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																										
個人 市民税・ 県民税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与と所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる。 <table><tr><td>収入</td><td>所得控除</td><td>基礎控除</td></tr><tr><td>給与</td><td>給与と所得控除 －10万円</td><td>33万円 ＋10万円</td></tr><tr><td>フリーランス、 請負等</td><td>必要経費</td><td>33万円 ＋10万円</td></tr><tr><td>公的年金等</td><td>公的年金等控除 －10万円</td><td>33万円 ＋10万円</td></tr></table> ※ 所得金額調整控除…給与と所得と公的年金等所得の双方を有する者について、片方に係る所得控除のみが減額されるよう措置が講じられる。 対象者は、給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超えるもの。 給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を総所得金額の計算において、給与と所得の金額から控除する。	収入	所得控除	基礎控除	給与	給与と所得控除 －10万円	33万円 ＋10万円	フリーランス、 請負等	必要経費	33万円 ＋10万円	公的年金等	公的年金等控除 －10万円	33万円 ＋10万円	令和3年度分から	30																																														
	収入	所得控除	基礎控除																																																											
	給与	給与と所得控除 －10万円	33万円 ＋10万円																																																											
	フリーランス、 請負等	必要経費	33万円 ＋10万円																																																											
公的年金等	公的年金等控除 －10万円	33万円 ＋10万円																																																												
給与と所得控除の見直し （上限額の引下げ）	給与と所得控除が下表のとおり見直される。 <table><tr><td>給与と収入金額</td><td>給与と所得控除の上限額</td></tr><tr><td>850万円超</td><td>195万円</td></tr></table> ※ 所得金額調整控除…給与と収入金額が850万円超であっても、子育て世帯や介護世帯である場合には負担増が生じないよう措置が講じられる。 対象者は、給与と収入金額が850万円超で、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者に該当する者、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者。 給与と収入金額（1,000万円を限度）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を総所得金額の計算において、給与と所得の金額から控除する。	給与と収入金額	給与と所得控除の上限額	850万円超	195万円																																																									
給与と収入金額	給与と所得控除の上限額																																																													
850万円超	195万円																																																													
公的年金等控除の見直し	公的年金等控除が、下表のとおり、公的年金等収入金額が1,000万円超の場合に上限額が設けられ、年金以外に1,000万円超の所得がある場合には、段階的に控除額を引き下げよう見直される。 <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">公的年金等の収入金額 (A)</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td>6</td><td>130万円以下</td><td>60万円</td><td>50万円</td><td>40万円</td></tr><tr><td>5</td><td>410万円以下</td><td>A×25%+27.5万円</td><td>A×25%+17.5万円</td><td>A×25%+7.5万円</td></tr><tr><td>歳</td><td>770万円以下</td><td>A×15%+68.5万円</td><td>A×15%+58.5万円</td><td>A×15%+48.5万円</td></tr><tr><td>未</td><td>1,000万円以下</td><td>A×5%+145.5万円</td><td>A×5%+135.5万円</td><td>A×5%+125.5万円</td></tr><tr><td>満</td><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr><tr><td>6</td><td>330万円以下</td><td>110万円</td><td>100万円</td><td>90万円</td></tr><tr><td>5</td><td>410万円以下</td><td>A×25%+27.5万円</td><td>A×25%+17.5万円</td><td>A×25%+7.5万円</td></tr><tr><td>歳</td><td>770万円以下</td><td>A×15%+68.5万円</td><td>A×15%+58.5万円</td><td>A×15%+48.5万円</td></tr><tr><td>以</td><td>1,000万円以下</td><td>A×5%+145.5万円</td><td>A×5%+135.5万円</td><td>A×5%+125.5万円</td></tr><tr><td>上</td><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr></table>		公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	6	130万円以下	60万円	50万円	40万円	5	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円	歳	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円	未	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円	満	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	6	330万円以下	110万円	100万円	90万円	5	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円	歳	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円	以	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円	上	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	公的年金等の収入金額 (A)			公的年金等控除額																																																										
				公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																										
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																										
6	130万円以下	60万円	50万円	40万円																																																										
5	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円																																																										
歳	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円																																																										
未	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円																																																										
満	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																										
6	330万円以下	110万円	100万円	90万円																																																										
5	410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円																																																										
歳	770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円																																																										
以	1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円																																																										
上	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																										
基礎控除の見直し	基礎控除額が下表のとおり見直される。 <table><tr><td>所得割の納税義務者の合計所得金額</td><td>基礎控除額</td></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table> ※ 合計所得金額2,500万円超の者は、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しない。	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																																			
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額																																																													
2,400万円以下	43万円																																																													
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																													
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																													
2,500万円超	適用なし																																																													

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する单身者について、同一のひとり親控除(控除額30万円)を適用する。 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(収入678万円))を設定 ※ 所得500万円(収入678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状のままとする。 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。	令和3年度分から	2
		令和3年度から		
	個人住民税の人的非課税措置の見直し	上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする。		
固定資産税・都市計画税	文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金税額控除の適用	以下の要件に該当する観客等は、放棄した金額(当該金額が20万円を超える場合には20万円)について所得税の寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金税額控除の対象となる。 (要件) ① 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等が中止等(中止・延期・規模縮小)されたこと。 ② ①の一定のイベント等の主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄したこと。 税額控除割合:道府県民税4%、市町村民税6%※(合計最大10%) ※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8% (注1)本特例を用いた寄附金税額控除の対象金額は、所得税と同様の上限とする。 (注2)その他の要件等は、現行制度と同様とする。	令和3年度分から	2
	使用者を所有者とみなす制度の拡大	災害等の事由に限り、所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できることとしていた規定を、災害以外の場合でも、一定の調査を尽くし、事前に使用者に対して通知した上であれば、使用者を所有者とみなして課税することができることとするもの。		
	土地に係る負担調整措置の特例	新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響を踏まえ、令和3年度のみ負担調整措置により増額となる土地について、前年度の課税標準額を据え置く。 ただし、地目の変換等により利用状況に変更のあった土地については、この限りではない。		
軽自動車税	わがまち特例の新たな創設	浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/3とする特例措置。	令和3年度分から	3
	環境性能割の臨時的軽減の延長	新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長する。		